

令和3年度

茨城県介護支援専門員実務研修受講試験実施案内

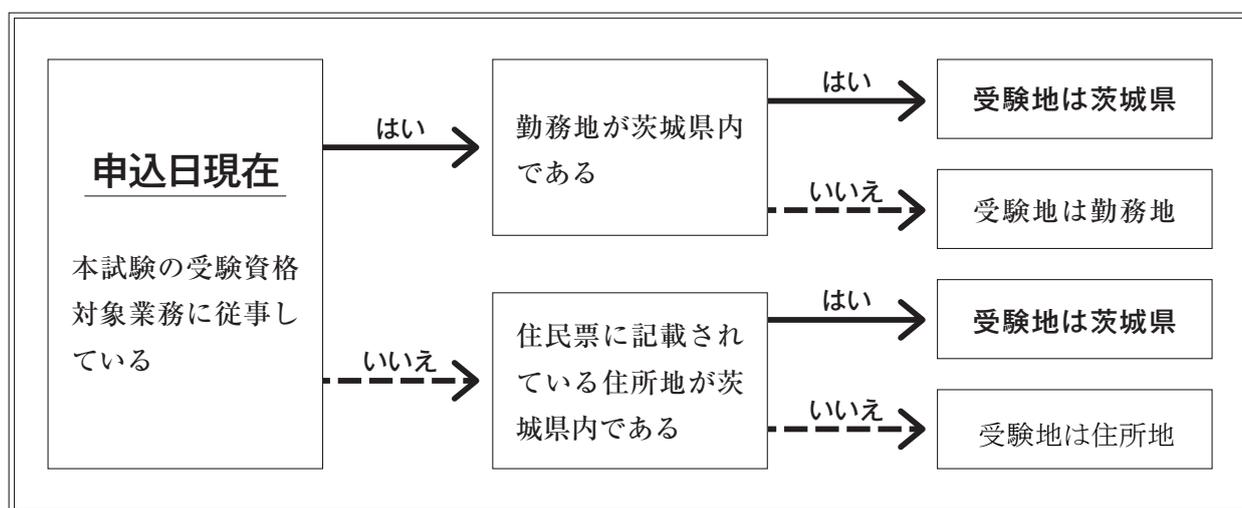
〈試験日〉 令和3年10月10日(日)

〈願書受付期間〉 令和3年6月1日(火)～6月30日(水)

***簡易書留にて郵送されたもののみ受付**

***当日消印有効(受付期間外の消印のものについては一切受付いたしません)**

※受験地を間違えて申し込んだ場合は受付できません。



〈問 い 合 わ せ〉

電話 029-241-4121

9時～12時・13時～17時(土・日・祝日を除く)

〒310-8586 茨城県水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館2階
社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会 福祉人材・研修部

試験情報
ホームページ



はじめに

介護支援専門員実務研修受講試験は、介護支援専門員の養成にあたり、介護支援専門員実務研修を受講する前段階として、事前に必要な専門知識等を有していることを確認するために行うものです。

この「実施案内」では、令和3年度茨城県介護支援専門員実務研修受講試験の実施及び受験申込みに必要な事項や書類等についてご案内します。

介護支援専門員とは

要介護者及びその家族からの相談に応じ、対象となる方が自立した日常生活を営めるように、要介護者・家族の意向、心身の状態、社会・心理的状况等を勘案し、保険者（市町村）、介護保険サービス事業者、介護保険施設等との連絡・調整を行いながら居宅（施設）サービス計画（ケアプラン）を作成します。

また、プラン実行後、要介護者及びその家族の状況に応じて、居宅（施設）サービス計画（ケアプラン）の変更・修正を行います。

介護支援専門員は、試験に合格し実務研修を修了した後も、現任者としての研鑽を必要とし、社会的責任を担う専門的な仕事です。

介護支援専門員実務研修受講試験を受験できる方

保健・医療・福祉分野において、原則として5年以上の対人援助業務を経験した方ですが、有している資格や業務内容等によって、条件は異なります。

※ 詳しくは、9～10ページ「受験資格要件」等を確認するとともに、13ページからの「受験に関するQ&A」も併せてご参照ください。

介護支援専門員実務研修受講試験

目 的	介護支援専門員の業務に関する演習等を主体とする実務的な研修を行うに際し、事前に必要な専門知識等を有していることを確認する
内 容	介護保険制度、要介護認定、居宅サービス計画等に関する必要な専門的知識等
実施主体	茨城県が指定する法人（社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会）



（試験合格）

介護支援専門員実務研修

目 的	介護保険制度の適切かつ円滑な運営に資するため、必要な知識、技能を有する介護支援専門員の養成を図る
内 容	ア 介護保険制度の理念及び基本的な知識 イ 居宅（施設）サービス計画に関する専門的知識及び技術
実施主体	茨城県が指定する法人
日 程	令和4年1月から3月にかけて、15日間程度の研修が行われる予定



（研修修了）

茨城県介護支援専門員登録申請 茨城県介護支援専門員証交付申請



（申請後、約1か月）

茨城県から介護支援専門員証が交付される

【注】 介護支援専門員になるためには、本試験を合格し、その後に行われる実務研修を修了しなければなりません。

実務研修修了後、介護支援専門員登録を行い、介護支援専門員証の交付を受けて、はじめて介護支援専門員の業務に就くことが出来ます。

目 次

試験願書提出までの流れ	1
令和3年度茨城県介護支援専門員実務研修受講試験実施について	2
受験にあたっての注意事項	7
試験会場案内図	8
受験資格要件及び添付書類	9
出題範囲及び試験内容について	11
受験に関するQ & A	13
令和3年度介護支援専門員実務研修受講試験 健康状態チェック表	17
出願に関する提出様式（記入例添付）	18
出願用封筒	巻末

注意

感染症対策について

会場への入場の際、検温・手指消毒を行います。ご自身でもマスク着用・手指の消毒など、感染予防対策をお願いします。

なお、試験当日、受付に17ページの「健康状態チェック表」を提出してください。

感染拡大防止のため、下記に該当する方は受験できません。

(令和3年6月1日現在)

- ・ 37.5℃以上の発熱のある方
- ・ 風邪症状が持続している方（例：呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害、のどの痛み、咳など）
- ・ 2週間以内に37.5℃以上の発熱のあった方
- ・ 2週間以内に、新型コロナウイルスの患者やその疑いがある方（同居者・職場内での発熱含む）との接触歴がある方で、新型コロナ関連検査（PCR検査、抗原検査など）の結果において陰性が確認できない方
- ・ 2週間以内に、法務省・厚生労働省が定める諸外国への「渡航歴」がある方（およびそれらの方と家庭や職場内等で接触歴がある方）
- ・ 新型コロナウイルスの患者に濃厚接触の可能性があり、待機期間内（自主待機も含む）の方

※感染症への対策については、今後、変更になる場合がありますので、最新の情報を各自ご確認ください。また、それに伴い、当試験における感染症対策についても、変更が生じる可能性がありますので、事前に必ず茨城県社会福祉協議会ホームページをご確認ください。

表紙のQRコードから、もしくは「茨城県社協 ケアマネ試験」で検索して下さい。